

定款

株式会社アドバネクス

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は株式会社アドバネクスと称し、英文では ADVANEX INC. と表示する。

(目的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種スプリングならびにスプリング応用品の製作および販売
2. 各種金属加工部品ならびに機械器具の製作および販売
3. 各種樹脂成形品ならびに金属樹脂成形複合品の製作および販売
4. 工業用ファスナーの製作および販売
5. 各種機構部品ならびに精密組立部品の製作および販売
6. カーボン応用品の製作および販売
7. 不動産の売買、賃貸および管理
8. 倉庫業および貨物運送業
9. 総合リース業
10. 経営コンサルタント業務
11. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社の本店は東京都北区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会、および会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は 12,500,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第9条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により定め、これを公告する。

第3章 株主総会

(基準日)

第11条 当社は毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に定めるほか必要があるときは、取締役会決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(招集の時期)

第12条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時招集することができる。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議要件)

第 15 条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を行使できる他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 17 条 当社の取締役は **3 名以上**とする。

(取締役の選任)

第 18 条 取締役は株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行なう。
3. 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 20 条 取締役会は、その決議により、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定ことができ、必要がある時は、その決議により取締役相談役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集)

第21条 取締役会は取締役社長がこれを招集してその議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

2. 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対して会日の3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第22条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

2. 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が当該提案について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べた時を除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

第24条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会規定)

第25条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規定による。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の数)

第26条 当会社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第 27 条 監査役は株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行なう。

(監査役の任期)

第 28 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠により選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 29 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 30 条 監査役会の招集通知は各監査役に対して会日の3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議)

第 31 条 監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬等は株主総会の決議をもって定める。

(社外監査役の責任免除)

第 33 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役会規定)

第 34 条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規定による。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 35 条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第 36 条 剰余金の配当は毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者にこれを支払う。

2. 剰余金の配当は支払開始の日から満 3 年を経過したときは当会社はその支払の義務を免れるものとする。

3. 未払配当金には利息をつけない。

(自己の株式の取得)

第 37 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。

附則

1. 現行定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 14 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条はなお効力を有する。

3. 本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

2005年 6 月29日 改定

2006年 6 月29日 改定

2009年 6 月24日 改定

2011年 6 月23日 改定

2015年 6 月24日 改定

2015年10月 2 日 改定

2017年 6 月22日 改定

2022年 6 月28日 改定

2023年 6 月29日 改定